

島根県報

平成20年 9 月26日 (金) 号外 第 114 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

監査公表

行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第 2 項の規定により実施した平成19年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、島根県教育委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成20年9月26日

島根県監査委員 福 間 賢 造

司 大屋俊弘

司 山﨑悠雄

同 谷本 敏

平成19年度行政監査の結果に基づき講じた措置状況等

監 杳

組織及び運営の合理化に資するための意見

(2) 号外第 114 号

1 県教育委員会における危機管理体制の整備について (総務課、高校教育課、義務教育課、保健体育課)

学校における事故の発生等により、児童生徒の安全と県 民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、又は生じるお それがある緊急の事態に、迅速かつ機動的な対応及び支援 を行うために県教育委員会危機管理対策本部が置かれてお り、対策本部には専門的事項の調査研究等を行うために幹 事会が置かれている。

危機管理対策本部の会議は、対応すべき事案が発生して いないとのことから、これまで開催されておらず、幹事会 も開催されていなかった。

各学校の学校警備及び防災計画については、高校教育課 へ報告されているが、その内容に関する指導は不十分であ り、学校安全に関することを所掌している義務教育課との 連携も十分に図られていない状況であった。

科指導の一環として高校教育課において行われているが、 義務教育課との役割分担が不明確であった。

育課や高校教育課では、特に指導はされていない状況で│整を図り、危機管理に万全を期したい。 あった。

各学校における危機管理が適切に行われるためには、県 教育委員会は平常時から学校における危機管理体制の整備 に関する課題等について検討するとともに、指導体制の充 実を図る必要がある。

ついては、県教育委員会においては、危機管理対策本部 の幹事会等を活用して、様々な事件・事故・災害の未然防 止と発生時の適切な対応等について調査研究するととも に、各課が所掌している事務について役割分担を明確に し、相互の連携が十分に図られるよう効率的、効果的な組 織運営に努め、学校における児童生徒及び教職員の安全を 確保するための危機管理に万全を期されたい。

2 県立学校における危機管理体制の整備について

(1) 学校警備及び防災計画の見直しについて

(高校教育課、義務教育課)

島根県立高等学校規程第42条又は島根県立特別支援学校 校警備及び防災計画については、30校すべての学校で作成|画にかかる部分はすべての学校で作成していたが、学校警

措置の内容

県教育委員会内に危機管理対策本部、専門的事項の処理 にあたるため同本部の幹事会を設置しているが、より機動 的な組織となるよう危機管理対策本部設置要綱を見直し、 今後は県立学校における危機管理のあり方の点検、新たな 危機管理課題への対応、事故等の未然防止と災害発生時の 適切な対応等についての調査研究なども積極的に行って、 危機管理の総合的な調整の機能と役割を果たしていけるよ うにしたい。

危機管理にかかる教育庁内の役割分担については、学 校管理下における児童生徒の安全管理及び安全教育は生徒 指導推進室 (義務教育課)、児童生徒の健康被害は保健体 育課、施設被害は教育施設課、県災害対策本部、県危機管 理対策本部等との連絡調整は総務課、それ以外の県立学校 毒物・劇物の管理に関する指導については、主として教│に関わる事項は高校教育課がそれぞれ役割分担している。 これらの分担については連携した取り組みが必要なケース もあるので、関係課が情報を共有化し、より充実した指導 刃物類の管理や重油・灯油等の管理については、義務教│が行えるよう、危機管理対策本部及び幹事会を開催して調

> なお、今後、県立学校の学校警備及び防災計画に関する ことは義務教育課(生徒指導推進室)、毒物・劇物、刃物 類の保管管理については高校教育課、重油・灯油の管理に ついては総務課が指導を担当する。

島根県立高等学校規程第42条又は島根県立特別支援学校 規程第38条により、各学校が作成することとされている学|規程第38条に基づく学校警備及び防災計画のうち、防災計 されていた。

その内容について見ると、警備については、夜間の防火 及び盗難防止について定めている学校は7校(23%)であ り、このうち2校では、昼間の不審者侵入への対応につい ても定めていた。他の23校では警備については定められて「いない学校も一部あった。 いなかった。

また、防災については、風水害・地震・防火対策についして、下記の指導を行った。 て定めている学校は4校であり、地震・防火対策について 定めている学校は19校、防火対策のみを定めている学校は 7校であった。

近年、全国的に学校において様々な事件・事故や災害が 発生しており、児童生徒の安全を確保するためには、平常 時からそれらに的確な対応ができるよう備える必要があ る。

ついては、県教育委員会においては、社会の変化を踏ま「示して指導したい。 えて学校警備及び防災計画を見直し、学校安全に関して想 定される様々な事件・事故や災害に適切に対応するための 総合的な危機管理計画の作成について検討されたい。

(2) 学校危機管理マニュアルの作成について

(総務課、高校教育課、義務教育課)

「学校危機管理の手引」を参考として、火災・地震・集 中豪雨の発生時の対応や不審者への対応など、想定される「調査した。 様々な事件・事故・災害への対応を包含した危機管理マ ニュアルを作成している学校は、30校のうち10校(33%) であった。このうち4校では、訓練の結果等を踏まえ危機 管理マニュアルの内容について見直しがされていた。

その他の20校では、危機管理マニュアルに台風・集中豪 雨の発生時の対応や不審者への対応が含まれていないもの や、事件・事故・災害の発生時の大まかな役割分担や連絡 先等が明記されているだけで、それらの発生時の具体的な[↑]校危機管理の手引」においては想定していない事象も現出 対応方法等が盛り込まれていないものなど、その内容は不 十分な状況であった。

等が発生した場合に組織的かつ迅速に対応する必要があ り、災害等の発生時に有効に機能する役割分担や具体的な 対応方法等について、平常時から教職員の共通認識を図る 必要がある。

ついては、各学校においては、様々な事件・事故・災害 を想定した実効性のある危機管理マニュアルを作成すると ともに、訓練の結果等を踏まえ危機管理マニュアルの不断 の見直しを図られたい。

3 県教育委員会の県立学校に対する指導について

備にかかる部分は、これまで、内容等に関する指導を十分 行っていなかったこともあり、作成されていない学校が多 かった。

また、防災計画の中で、学期1回の避難訓練を計画して

そのため、6月5日に開催した県立学校教頭研修におい

〔指導内容〕

学校警備計画が整備されていない学校については 「学校危機管理の手引き」(平成14年1月)の「学校 防犯」の項目を参考に、作成すること。

避難訓練を学期1回以上必ず開催すること。

なお、総合的な危機管理計画の作成については、後述す る危機管理マニュアルの再整備に取り組む中で、標準例を

県教委としてあらためて全校のマニュアル整備の現状を

その結果、すべての学校において何らかのマニュアルが 作成されていたが、様々な事件・事故・災害への対応を網 羅した形のマニュアルを作成している学校は全体の6割程 度であり、それ以外の学校では、一部の災害のみに対応し ていたり、災害・事故発生時における連絡体制を示してい るのみで、マニュアルとしては不十分であった。

また、昨今、災害・危機が多様化する中で、現行の「学 しており、内容を見直す必要も生じている。

こうした状況を踏まえ、年内を目途に新たな「危機管理 児童生徒の生命・身体の安全を確保するためには、災害「の手引」を作成し、それをもとに、学校において想定され る様々な危機に対応した「危機管理マニュアル」を全校で 整備するよう指導していきたい。

> また、「危機管理マニュアル」の内容については、今後 とも危機発生に際してより有効に機能するよう不断の見直 しを指導する。

(高校教育課、義務教育課、保健体育課)

県教育委員会は、県立学校における危機管理体制の整備 をはじめ、防災対策、不審者対策等について、教育長等通 知、研修会の実施及び学校に出向いての指導を実施してい る。

しかしながら、今回監査を実施した学校では、学校警備 及び防災計画や学校危機管理マニュアルについて、内容が 不十分な学校があった。

一方、危機管理に関する取組について学校評価の対象と し、さらに生徒・保護者のアンケートを実施するなど、外 断の見直しをしている学校があった。

これらのことは、学校経営にとって重要課題である危機 成して学校訪問指導を行う。 管理に対する認識に学校間で大きな違いがあるものと考え られる。

ついては、県教育委員会においては、学校の危機管理意 識の高揚と社会の変化を踏まえた危機管理体制の確立が図 られるよう、安全教育、安全管理及び組織活動等の危機管 理に関する取組に対する学校評価や外部評価の活用につい て指導されたい。

又は不適切な状況が見られたので、通知文書による指導に│全)研修において、効果的な安全教育のあり方、安全管理 とどまらず、各学校の状況を把握するとともに、現場の実しの充実に係る内容について指導する。 態を踏まえた実効性のある指導に努められたい。

Ⅱ 個別意見

- 1 防災対策
- (1) 台風・集中豪雨対応マニュアル及び地震対応マニュ アルの作成について

(高校教育課、義務教育課)

県教育委員会では、「学校防災マニュアル」及び「学校 危機管理の手引」を参考として、各学校の実情に即した台 風・集中豪雨対応マニュアル及び地震対応マニュアルを整|ニュアルが未整備の学校が18校(33%)あった。 備するよう指導している。

%)で作成されておらず、地震対応マニュアルは30校のう ち4校(13%)で作成されていなかった。

災害等の発生時に迅速かつ効果的に対処して、被害を回|を早急に整備するよう指導している。 避し又は最小限にとどめるためには、あらかじめ具体的な 対応方法等を定めておくことが重要である。

ついては、各学校においては、台風・集中豪雨対応マ ニュアル及び地震対応マニュアルを早急に作成されたい。

(2) 地震対応訓練の実施について

学校警備及び防災計画や学校危機管理マニュアルについ て内容が不十分な学校がある一方で、学校の危機管理のあ り方について不断の見直しをしている学校もあるなど学校 間に差があった。

そのため、事故等の未然防止や危機管理体制の確立を学 校評価の必須評価項目に組み入れ、定期的に評価すること で、改善に向けて取り組むよう指導した。(平成20年3月 18日付け島教高第1512号)

また、学校の危機管理体制のあり方については、直接学 部の視点を取り入れて学校の危機管理のあり方について不|校へ出かけ、一定の基準のもとに評価し、改善を行うよう 指導することとし、今後「安全管理体制チェック表」を作

> 本年度は、特に、下記の項目を重点とし指導を行う。 〔指導重点項目〕

> > 不審者対策について

学校危機管理マニュアルの整備について

避難訓練の実施について

毒物・劇物の管理について

なお、各学校の安全管理体制の充実には、教職員研修も なお、今回監査した事項について、多くの学校で不十分 | 有効であることから、本年度開催する健康教育(学校安

> 県教育委員会が実施した調査では、台風・集中豪雨対応 マニュアルが未整備の学校が27校(50%)、地震対応マ

未整備の学校については、県教育委員会が作成した「学 台風・集中豪雨対応マニュアルは30校のうち12校(40|校危機管理の手引」の記載内容をそのままマニュアルとし て活用しているが、「学校危機管理の手引」に掲載してい る事例等を参考に、学校・地域の実情に応じたマニュアル

(高校教育課、義務教育課)

地震対応訓練については、高等学校18校のうち12校(67 %)、特別支援学校12校のうち1校(8%)で実施されて いなかった。

大規模な地震発生時には、教室内の天井、壁、蛍光灯等 が落下したり、ロッカー等が転倒したり、窓ガラスが割れ て飛散したりするなど、校舎内が危険な状態となり、児童|な指示のもと安全を確保する第一次避難と、組織的に迅速 生徒も精神的動揺からパニックになることが予想される。

このため、地震発生時の危険を想定し、これに対処する とともに、より安全に避難を行うためには、平常時からの「が重要である。 訓練が重要である。

実施されたい。

本年6月5日に開催した県立学校教頭研修で、島根県立 高等学校規程第42条又は島根県立特別支援学校規程第38条 に基づき様々な危機を想定した避難訓練を学期1回以上実 施するよう指導した。

学校において地震が起きたときの対応は、教職員の的確 かつ安全に避難する第二次避難とに大別しているが、実際 の避難が適切に実施されるためには、平常時における訓練

地震が発生した場合、二次的に火災が発生する場合が多 ついては、各学校においては、地震対応訓練を計画的に「いことから、地震対応訓練に併せて火災対応訓練を実施す るようにすれば、一層効果的と考える。

> 県立学校では、火災対応訓練の実施率が100%であり、 実際に、地震対応訓練と火災対応訓練を併せて実施してい る学校もあることから、こうした複合的な訓練を計画・実 施するよう学校を指導する。

> また、児童生徒等の防災教育に関する教材等を学校に紹 介し、地震対応訓練前のホームルーム等で活用するよう指 導する。

(3) 寄宿舎における火災・地震対応訓練の実施について (高校教育課、義務教育課)

寄宿舎における火災・地震対応訓練は、特別支援学校で はすべての学校で実施されていたが、高等学校では火災対「震対応訓練を、少なくとも年1回実施するよう指導した。 応訓練は12校のうち7校(58%)で実施されておらず、地│訓練の実施に当たっては、早朝・夜間等安全確保に課題の 震対応訓練は全く実施されていなかった。

寄宿舎においては、夜間には対応する教職員が少ないう えに避難や安全確認に時間を要することが予想されるの「月19日付け島教高第476号) で、実際に行動の伴う訓練を実施する必要がある。

ついては、各学校においては、寄宿舎における火災・地 | 認・指導する。 震対応訓練を実施されたい。

2 不審者対策

(1) 不審者対応マニュアルの作成について

(高校教育課、義務教育課)

県教育委員会では、外部からの不審者侵入や登下校時に おける万一の事態発生を想定した不審者対応マニュアルを|の手引」に示した事例等を参考に、学校・地域の実情に応 作成するよう指導している。

不審者対応マニュアルについては、すべての特別支援学 校で作成されていたが、高等学校では18校のうち4校(22|確認するとともに、不備が見られる場合は、補正を指導す %)で作成されていなかった。

マニュアルを作成している26校すべてで学校への不審者 侵入を想定していたが 、そのうち22校(85%)では登下│危機管理マニュアル」~子どもを犯罪から守るために~を

各県立高等学校の寄宿舎について、火災対応訓練及び地 ある時間帯を設定し、想定される危機に対応した訓練とな るよう各校において工夫するよう指示した。(平成20年6

今後は、学校訪問に際して、寄宿舎の訓練実施状況も確

「不審者対応マニュアル」については、「学校危機管理 じたマニュアルを作成するよう指導している。

本年度、学校訪問指導の際に、マニュアルの作成状況を る。

なお、本年4月、文部科学省が新たに作成した「学校の

校時における万一の事態発生を想定していなかった。ま「各学校に配布した。 た、寄宿舎のある20校のうち17校(85%)で、寄宿舎への 不審者侵入を想定していなかった。

的かつ機敏に対応することが重要であり、そのためにマ ニュアルは必要である。

下校時における万一の事態発生及び寄宿舎への不審者侵入|マニュアルを作成するよう指導する。 を想定したマニュアルを作成されたい。

(2) 教職員研修及び児童生徒の訓練の実施について

(高校教育課、義務教育課)

県教育委員会では、不審者対策に係る教職員研修や児童 生徒の不審者対応訓練を、緊急事態の発生に備えた主要な|あり方や訓練のあり方について具体的に示していない面が 安全対策として位置づけている。

不審者対策に係る教職員研修については、すべての特別 支援学校で実施されていたが、高等学校では18校のうち13 校(72%)で実施されていなかった。

県教育委員会が主催する平成18年度の防犯教室指導者研│における訓練の参考になるようにしていきたい。 修会への県立学校からの参加者は、わずか2名であった。

うち16校(89%)、特別支援学校12校のうち9校(75%) で実施されていなかった。

寄宿舎における児童生徒の不審者対応訓練については、 寄宿舎のある高等学校12校すべてで実施されておらず、特|学校の実情に応じて適切に実施するよう指導する。 別支援学校では8校のうち4校(50%)で実施されていな かった。

ついては、各学校においては、緊急事態発生時に組織的 かつ機敏な対応ができるよう教職員研修や児童生徒の不審 者対応訓練を実施されたい。

(3) 地域社会との連携による安全対策の推進について

(高校教育課、義務教育課)

県教育委員会では、地元自治会や学校安全ボランティア などの関係団体と連携し、通学路の安全点検や不審者情報│て指導しているが、通学範囲が広い県立学校では、連携が を速やかに把握できる体制の整備など地域社会の協力を得「難しい面がある。 て児童生徒の安全確保を図るよう指導している。

的に参画した地域の総合見守りネットワークの設立、児童 生徒が万一の場合に緊急避難ができる「子どもSOSの 家」などボランティア体制の整備や地域あげての「声かけ 運動」などの取組が行われている学校があった。一方で、 地域社会との連携が図られていない学校が19校(63%) あった。

本マニュアルには、学校在校時と登下校時に分けて不審 者への緊急対応の具体例が示されており、実践的な内容と 外部からの不審者侵入など危機発生時に、教職員が組織「なっていることから、これらも活用し学校現場を指導す る。

また、寄宿舎における不審者対応についても、緊急事態 ついては、各学校においては、学校への不審者侵入、登│を想定し、児童生徒等が迅速且つ安全に避難できるような

> これまでの学校安全研修は、より効果的な教職員研修の あった。

> そこで、今年度の防犯教室指導者研修では、学校現場で 実践的に活かせるよう、大阪教育大学附属池田小学校校長 を招き、効果的な不審者対応訓練の実際を公開し、各学校

また、学校安全を推進する教員を対象とした学校安全研 児童生徒の不審者対応訓練については、高等学校18校の|修では、学校における効果的・効率的な防犯体制及び教職 員研修のあり方を指導し、校内において不審者対応の研修 及び訓練を適切に実施するよう指導する。

さらに、寄宿舎における不審者対応訓練についても、各

地域社会との連携の重要性については、安全研修におい

地域社会との連携を進めるためには、具体的な実践事例 各学校では、地域社会との連携として、高等学校が主体│等を参考にすることが有効と思われることから、今後、学 校、保護者、地域社会等が連携して取り組んだ効果的な安 全対策の事例等を積極的に紹介し、各校が工夫しながら取 り組むよう指導する。

> 県立学校の中には、生徒会活動を中心として「あいさつ 運動」を展開するなど、地域社会との繋がりを大切にして いる学校や、地域のボランティア等と連携して交通安全運

児童生徒の安全確保を図るうえで、地域社会の理解や協 力による「あいさつ」や「声かけ」をしながら、地域全体 で守っているという環境を醸成することは極めて大切なこ|な実践事例を共有させる。 とである。

者情報を速やかに把握できる体制や緊急避難できる体制な「審者対策にあたるよう指導する。 ど、地域社会との連携による安全対策に取り組まれたい。

3 毒物・劇物の管理

毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法の規定によ り、盗難を防止し、又は紛失しないようにすることなど、 厳重に管理することが義務づけられており、次の事項につ いて、適切に対応されたい。

(1) 毒物・劇物の適正な管理について

(高校教育課、義務教育課)

毒物・劇物の管理については、県教育委員会からの各学 校に対する「学校における毒物及び劇物の適正な管理につ|管理状況、保管量、不明薬品保管量を照会した。(平成20 いて」等の通知により、校内規程の整備、管理責任者の指 | 年 3 月31日付け島教高第1607号) 定など適正な管理を指導している。

整備している学校は、1校(4%)であり、他の23校(96) %)では整備されていなかった。

また、毒物・劇物に係る管理責任者を指定していない学 校が5校(21%)あり、他の学校においても、管理責任者 としての指定が明確ではないものや、その役割が具体的に 定められていないものが大半であった。

一方、毒物・劇物の薬品事故に係るマニュアルについて は、16校(67%)で作成されていなかった。

ついては、各学校においては、毒物・劇物の管理責任を 明確にし、適正な管理を行うため、毒物・劇物の管理に関 する取扱要領等を作成するとともに、管理責任者の指定を 徹底されたい。

なお、薬品庫及び専用保管庫に当該管理責任者名を表示 することなども検討されたい。

の整備に併せ、毒物・劇物の薬品事故に係るマニュアルを 作成されたい。

動に取り組む学校なども見られる。このような取組を各地 域で開催される生徒指導連絡協議会等でも紹介し、効果的

さらに、近隣の地域で発生した不審者に係る事案は、各 ついては、各学校においては、通学路の安全点検、不審|学校へ速やかに情報提供し、学校と地域が一体となって不

現状を把握するため、各県立学校に毒物・劇物の保管・

さらに、毒物及び劇物の適正な保管・管理等の徹底を図 しかしながら、毒物・劇物の管理に関する取扱要領等を|るため、各県立学校に対し文書で以下の事項の徹底ととも に、毒物・劇物の管理責任の明確化、毒物・劇物の管理に 関する取扱要領等の作成、管理責任者の指定を文書で指示 した。(平成20年4月15日付け島教義第59号)

盗難防止対策

- ・専用保管庫の設置と、一般薬品との区分収納
- ・保管庫の施錠
- ・保管量の定期点検、使用量の把握

保管庫及び容器への表示

受け払い記録の整備、在庫量と使用量の把握 地震等の災害に対する対策

毒物・劇物の取扱い要領等の学内内規の整備 管理責任者の指定

廃棄処理の実施

毒物・劇物の薬品事故に係るマニュアルについては、学 また、毒物・劇物の管理に関する取扱要領等の校内規程|校危機管理の手引きをもとに作成するよう指示した。(平 成20年6月26日付け島教高第492号)

> すでに対応を完了した学校もあるが、改善を要する学校 もあり、島教義第59号の指導に対する各学校の改善状況を 平成20年7月中旬までに調査する。

> さらに、今後、学校訪問を行い、適切な管理を行ってい るかを確認するなど継続して指導したい。

> なお、不要な毒物・劇物や不明薬品が保管場所に蓄積さ れている例があり、不要薬品及び不明薬品の処理を急ぐと

(2) 毒物・劇物の厳重な保管について

(高校教育課、義務教育課)

毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法及び同法施 行令の規定により、毒物・劇物の専用保管庫及び容器に「正な表示をすること、容器に適切な名称明示をすること、 れ、流失がないような措置を講じること、技術上の基準に一は平成20年4月15日付け島教義第59号にて指示した。 従い廃棄することなどが定められ、これを踏まえ、県教育 委員会は各学校を指導している。

しかしながら、専用保管庫に適正な表示をしていない学して継続的に確認する。 校が5校(21%)、容器に適正な表示をしていない学校が 7校(29%)、容器に毒物・劇物の薬品の名称が明示され│づき、一括して県が処理する。 ていない学校が4校(17%)あった。

また、専用保管庫の転倒防止措置を講じていない学校が 12校(50%)、容器に転倒防止措置を講じていない学校が 15校(63%)あった。

一方、学校によっては、理科薬品以外の工業、農業、水 産等の実習用の不要な薬品や農薬等が廃棄時期未定のまま 保管されていたり、薬品名称が不明となった薬品がまとめ て薬品棚に保管されていた。

ついては、各学校においては、関係法令に基づき毒物・ 劇物の専用保管庫及び容器に適正な表示をするとともに、 容器に適切な名称明示をされたい。

また、専用保管庫及び容器の転倒防止措置を講じられた L1.

さらに、毒物・劇物を適正に管理する上からも、不要な 毒物・劇物は速やかに廃棄処理し、保管を必要最小限とす ることが必要であり、理科薬品以外の薬品や農薬も含め、 不要な毒物・劇物や不明薬品を適切に廃棄されたい。

(3) 毒物・劇物の記録及び定期点検について

(高校教育課、義務教育課)

毒物・劇物の管理については、県教育委員会は、「学校 より、薬品管理簿による現在量や使用量の把握、定期的な 照合や確認などを行うよう指導している。

しかしながら、薬品管理簿を整備していない学校が15校 18校(75%)、定期点検を実施していない学校が18校(75|て継続的に確認する。 %)という不適切な状況があった。

ついては、各学校においては、毒物・劇物の盗難又は紛 失の防止を図るため、適正な薬品管理簿を作成するととも

ともに、当面の対策として施錠可能な保管庫での管理を指 導する。

関係法令に基づき毒物・劇物の専用保管庫及び容器に適 「毒物」、「劇物」等の文字表示をすること、飛散、漏│専用保管庫及び容器の転倒防止措置を講じることについて

> 今後、前項(1)と同様に各県立学校の改善状況について平 成20年7月中旬までに調査するとともに、学校訪問におい

> 不要な毒物・劇物については島教高第1607号の結果に基

毒物・劇物の盗難又は紛失の防止を図るため、適正な薬 における毒物及び劇物の適正な管理について」等の通知に│品管理簿を作成すること、さらにこれを定期的に点検する ことについては平成20年4月15日付け島教義第59号にて指 示した。

今後、前項(1)と同様に各県立学校の改善状況について平 (63%)、使用の都度薬品管理簿に記入していない学校が「成20年7月中旬までに調査するとともに、学校訪問におい

に、定期的に点検を行われたい。

(4) 学校薬剤師からの指導、助言について

(高校教育課、義務教育課)

学校保健法の規定により、学校薬剤師の職務として、学 校において使用する医薬品、毒物・劇物等の管理に関し必 要な指導と助言を行うこととされている。

しかしながら、毒物・劇物の管理が適切ではないにもか かわらず、学校薬剤師からの専門的立場での毒物・劇物に 関する指導、助言を受けていない学校が20校(83%)あっ た。

ついては、各学校においては、毒物・劇物の適正な管理 を行うため、必要に応じ専門的な知識を有する学校薬剤師 からの指導、助言を受けられたい。

各県立学校には、平成20年3月31日付け島教高第1607号 で、「薬品の区分や取扱いに不明な点がある場合」は学校 薬剤師に指導・助言を求めるよう指示をおこなった。

4 刃物類の管理

刃物類の適切な管理について

(高校教育課、義務教育課)

県立学校では、調理実習用の包丁、工業・農林・水産の 実習科目を有する専門高校等で使用する建築用ノミ・農業|管理を徹底することを文書により指示した。 用鎌・水産加工用包丁や学校管理用刃物等の多様な刃物類 が保管されている。

こうした刃物類については、学校への侵入者等が使用し 児童生徒及び教職員へ危害を及ぼす可能性がある。

各学校における刃物類の管理については、施錠できる保 管庫を設置しているにもかかわらず施錠していない学校や 施錠ができない保管庫を設置している学校、実習教室の棚 や調理台の扉裏に危険性の高い刃物を保管している学校が ある等、適切でない状況があった。

また、危険性のある刃物を管理する責任者を指定してい る学校がある一方で、管理責任者を指定していない学校や その指定が明確でない学校があった。

ついては、各学校においては、危険な刃物類を多数保有 していることを常に意識し、施錠のできる保管庫の設置や|求めたところであるが、現時点までに全ての県立学校で通 管理責任者を明確にする等により刃物類の適切な管理に努|知の趣旨に沿った改善を行った旨の報告があった。 められたい。

5 重油・灯油等の管理

重油・灯油等の適正な管理について

(高校教育課、義務教育課)

重油・灯油等の危険物の管理については、校内管理規程 を定めていない学校が25校のうち20校(80%)、管理責任|油・灯油の量、その保管方法、危険物取扱者の設置状況及 者を指定していない学校が25校のうち6校(24%)、灯油 容器への種別表示をしていない学校が14校のうち7校(50 | 態調査を行った。

各県立学校に対し、保有する刃物について、次のとおり

保有する全ての刃物について、管理責任者を指定する とともに管理簿を作成すること。

管理責任者は、刃物の現況を常時点検すること。

刃物類は、施錠できる保管庫で管理することを原則と し、保管庫による保管が困難な場合等は、当該保管する 部屋を施錠すること。

刃物を使用させる者は、使用前後で刃物の数量が同一 であることを確認し、所定の収納場所に格納すること。

刃物類の他、凶器として使用される恐れがある用具等 についても、人目につかない場所で保管するなど安全管 理を徹底すること。

(平成20年4月17日付け島教高第98号 教育長通知) 上記通知のなかで、速やかな改善及び措置状況の報告を

今後、学校訪問に際しては、適切な管理を行っているか 確認するとともに、継続して指導したい。

すべての県立学校に対し、各学校で取り扱っている重 び資格者の講習受講状況、管理規程の作成状況について実 %)あるなど、必ずしも十分とは言えない状況にある。

学校での暖房用の灯油、重油について、一定量以上を貯蔵する場合は、消防法の規定により「危険物取扱者」に保安の監督及び取扱の立会をさせなければならないことになっているが、危険物取扱者が置かれていない学校があった。

また、危険物取扱者は、消防法及び危険物の規制に関する規則の規定により、3年に1回は危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないことになっているが、受けていない学校があった。

ついては、各学校においては、火災・誤用・盗難等を未然に防止するために、引火性液体である重油・灯油等を危機管理の対象として適切に管理するとともに、危険物取扱者が置かれていない学校では、資格者を配置されたい。また、危険物取扱者が講習を受けていない学校にあっては、受講するよう指導されたい。

6 飲料水の衛生管理

飲料水の衛生管理について (保健体育課)

水質の定期検査については、貯水槽を設けず市の水道から直接給水を受けている 1 校を除き、すべての学校で実施されていた。

毎授業日に行うこととされている日常点検については、「学校環境基準」に定められた点検項目のすべてについて 実施していた学校は、30校のうち9校(30%)であった。

その他の多くの学校では、点検を週に1回又は月に1回 行ったり、不定期に行っていた。

飲料水の衛生管理は、児童生徒の健康を守る上で極めて 重要であり、必要に応じて専門的立場にある学校薬剤師の 指導・助言を得ながら、飲料水を常に安全な状態に保つ必 要がある。

ついては、各学校においては、学校保健法等の関係規定 に基づき、定期検査や日常点検を適切に実施し、飲料水の 衛生管理に万全を期されたい。 その結果、危険物取扱者に係る法令上の指定を行っていない学校が7校、危険物取扱者有資格者が講習を受講していない学校が8校あり、学校によっては危険物の管理が適正に実施されていない状況が確認された。

この現状を踏まえ、すべての県立学校に対し、危険物管理の適正化を指示する文書を発出し、危険物取扱者は原則、校務技術員を充てること、危険物取扱者の設置が必要でありながら未設置の学校は、速やかに設置するよう個別に指示した。(平成20年6月30日付け島教総第262号)

また、併せて現に危険物取扱者の資格を有する者について定期的な講習の受講も指示した。

水質の日常点検については、「学校環境衛生の基準」により、給水栓水について外観、臭気、味等に異常がなく、遊離残留塩素は0.1mg/ ℓ以上保持されていなければならない。また、学校環境衛生の維持および改善に関し、学校薬剤師から必要な指導・助言を受けることとなっている。

そこで、下記の2点について県立学校長会ならびに養護 教諭研究連絡協議会で依頼した。

各学校において適切な日常点検を実施する。

飲料水の衛生管理をはじめとした学校環境衛生について、学校薬剤師を積極的に活用し、連携をはかる。

また、新規採用養護教諭研修においても教育現場における環境管理の重要性と環境検査の実施について指導をした。

今後とも県学校薬剤師会と連携しながら、研修等の機会 に飲料水の衛生管理についての啓発・指導を継続的に行 う。